

第2回海洋生物多様性保全戦略専門家検討会 議事メモ

2010年08月27日(金) 13:30~16:30

経済産業省別館 1014 会議室

白山座長：本日は、前回の議論を踏まえて改訂された戦略素案についてご意見をいただく。まずこの改訂版について環境省から説明をお願いしたい。

(資料1説明)

(以下、全体について)

白山座長：まず全体としての構成などについてご意見があれば伺いたい。章ごとには後で議論する。

八木委員：大変多くの事項をカバーされていて、包括的でよい素案だと思う。ただ一つ気になったのは欧米の海洋空間計画の書籍を読むと、風力発電に関する記述が大きな柱となっている傾向がある。全く触れないよりは、一行くらいでよいので触れた方が安全ではないか。

白山座長：欠けている視点がいくつかある。遺伝資源の利活用、人間活動による水中音の哺乳類に対する影響など。また磯焼けという言葉も一回も出てこないが重要なポイントである。ゴミの問題の取り上げ方が弱い。これはウミガメや哺乳類などへの影響が大きい。

中原委員：包括的に作ってあり苦労されたことがよくわかる。その上で、さらに良くしていくために申し上げるが(最終版には作ると思うが)要約がほしい。

目次の表記について。1)レベル以下の節、項も書いてあると全体のストラクチャーがよくわかるのではないか。またこの場で細部についてコメントするときにも役に立つ。

全体の構成について。「はじめに」には枝番号がついていないうえ、全部で3ページにわたっているが、もう少し簡潔にした方がよいのではないか。多様性とは何か、現状などはもっと座りのよいところに分けてはどうか。「はじめに」には戦略の背景や目的をコンパクトに書いて、その次に「2.目的」の説明が続くという流れがよいと思う。

目的と特徴について。5ページ、2.の最後のパラグラフの上から2行目は、目的を掲げたパラグラフだと思うが、「施策の推進に資するとともに・・・」が前置きで、「生物多様性保全の基本的な考え方」「施策の方向性」を示すことが本戦略の目的だろう。このことが明示的に読み手に分かるように書き直すべき。

目的の次のチャプターは、目的を受けた文章が来る方が自然である。基本的な考え方など

は 6 章にあたるが、目的を述べた後に、ずっと間をおいて最後に出てくるのは構成としてわかりにくい。3~5 章をもっと座りのよい位置にしてはどうか。

4 章の海域の区分もすわりが悪い。これは重要海域の選定などにつながっていくのか。以降の章とのつながりがよくわからない。

この戦略の要点は何か、何が戦略の柱か、がわかりにくい。全体として中身はよくできているが。

桜井委員：今の 5 ページ「目的」には、基本的な考え方と施策の方向性とあるが、7 のところで書き込むときに、より強く書き込めるかどうか、つまり「こうしたい」ということを具体的な提案ができるかが重要。方向性だけでよいのか。

自然環境計画課専門官：そのあたりはまだ議論が終わっていないと思っているので、ご指摘いただきたい。施策の展開の中で書きぶりを抑えているのは、幅広い対象があるため。環境省で動かせるものについては書きこんでいる。そのあたりもご指摘・ご助言をいただきたい。

清野委員：市民・国民がどう参加するか。これまで干潟の保全や砂浜の調査などでは、市民の力が大きかった。地球規模での市民連携の動きもあるので、市民参加や多様な主体の参加、連携について、最後のところでも書いていただきたい。

国家戦略での海洋戦略の位置づけはこの記述で分かるが、地域戦略との関係性や活用について、行政ラインでどう生かされるかが書かれているとよい。

遺伝資源に関連して、遺伝的多様性の問題についても、養殖の関係でどう考えるのか、日本は養殖が盛んな国なので、考える姿勢を見せた方がよい。これは環境省マターではないが、COP でも議論されてきた問題なので、技術開発をしたり、世界の理解を求めると、日本の方向性を示すべき。そのほかは全体的によく書かれている。むしろメリハリが必要になるくらい幅広く盛り込まれていると思う。

白山座長：個別の章にはたくさん意見があると思うので、章ごとに進めていきたい。7 が最も重要な章だと思うので、できる限り 1~6 については是非ともというご意見に絞っていただき、本日は 7 に多くの時間を割きたいので、ご協力いただきたい。

(以下、「1. はじめに」について)

白山座長：先ほどの中原委員のコメントを反映させると、この章は大幅に内容が変わることになるが、何かご指摘があれば。

加々美委員：簡単な誤植について、忘れないうちに指摘しておきたい。3 ページに「統合的

沿岸管理」という言葉が出てくるが、15 ページでは「統合的沿岸『域』管理」と表記が揺れている。一般的には「沿岸域管理」を使用する。

その隣に「水産養殖」という言葉があるが、これは正しい用語か。アクアカルチャーと、マリカルチャーのいずれを指しているか。もし意識的に区別しているのなら、用語に気をつけるべき。

同ページに「国家管轄圏外」の海域とあるが、「国家管轄権外」のタイプミスではないか。16 ページも同様。

また同じ箇所に「海底遺伝資源等」とあるが「海洋遺伝資源」の間違いではないか。

桜井委員：「海底遺伝資源」でもよいと思う。

中原先生がおっしゃったように、最初に要約があり、そこにこの戦略の目的が書いてあるとよい。

「3. 海洋の機能・特徴」の(1)の最後の段落に「鉱物資源」と単なる「資源」という言葉が出てくる。「このような資源の利用に当たっては・・・」で指す資源とは、何の資源か。我々が「資源」というと水産資源を指す。使い方を区別して表現を考慮すべき。

白山座長：タイプミス等については、後ほど個別に環境省へご指摘いただき、中身がよく分からないというものはこの場でご質問いただきたい。

(以下、「2. 目的と対象」について)

白山座長：ここは大事なところなのでご意見があればいただきたい。先ほど中原委員から具体的なコメントがあったが。

牧野委員：戦略の目的として、「この書類を作ること」の目的は書いてあるが、そもそもの戦略の目的、つまり「どういう海洋生物多様性の保全を目指すのか」がここに書かれているべきではないか。後ろの6. に詳しく書いてあるので、ここには書かなくてよいと考えるか、整理する必要がある。

自然環境計画課専門官：ご指摘の事項は「重要な基本的視点」として6. に整理しているという認識。また先ほどご指摘があったアブストラクトに目的をどう書き込むかも含め、目的の整理をする。

白山座長：要旨を作ると中身がよく分かると思うので、是非、慎重によい要旨を作ってください。

中原委員：最初のパラグラフの3行目に「世界で6番目と言われる広大な排他的経済水

域・・・」とある。6 ページにも同様の表現がある。正確に表現すると、世界で 6 番目なのは領海と排他的経済水域を合わせた 200 海里水域の面積である。

白山座長：そのあたりは今後慎重に精査していただく。

(以下「3. 海洋の機能と特徴」について)

桜井委員：前述の件(「資源の利用」が「鉱物資源」か「生物資源」の区別)についてはよいか。

次に 6 ページ 2 段落目「また、海洋では・・・」という文章が気になる。「時間的・空間的な連続性が高く・・・」とあるが、これは表現が少し違うのではないか。日本では亜寒帯から亜熱帯の海域の水塊があり、その中で海流があるが、これは連続性ではなく非連続性ではないか。ここの表現は私の方でも考えてみる。

次の「海流の移動」とあるが、海流は移動しない。また「エルニーニョ現象など・・・」の文章は、気候変化というイメージで考えてほしい。(「エルニーニョ現象などの気候変化によって」)

黒潮・親潮に「暖流・寒流」という言葉をつける必要はない。

「潮目」という表現は正確ではない。移行領域、あるいは境界域という言葉でもよい。潮目ではないところもなだらかな生物の移動路になっているので、海の中では「移行領域」という言葉を使う。

また水柱は、「ウォーターマス(水塊)」と表現すべき。

清野委員：東シナ海とオホーツク海については、漂流ゴミだけでなく、河川水の影響を受けやすいことは入れてほしい。

また島嶼周辺に湧昇流ができるということ、沿岸の海洋学的な現象についても書き加えていただきたい。

白山座長：海洋全体の一次生産が 400 億トンと陸上より少ない数字が出ているが、最近の研究では陸域と同等または海の方が多いとされつつある。この記述でもよいが、根拠となる文献を明示しておくべき。

桜井委員：細かいことだが、日本は亜熱帯から亜寒帯であり、熱帯はないのではないか。

白山座長：排他的経済水域は北回帰線より南にもあるので熱帯でよい。

中原委員：7 ページ 3 行目には、伊豆小笠原海溝も入れてほしい。

また第 3 パラグラフに島の名前が出ているが、大東諸島も入れてほしい。

白山座長：細かいことだが「地球の 3/4 周」であれば 3 万キロではないか。
このような数字を出すときには引用文献を明示するように注意していただきたい。

(以下、「4. 海域区分」について)

八木委員：8 ページ下に「200m 以浅の海底（浅海帯）が沿岸域の概ねの範囲」とあるが、沿岸域と外洋域を分けなければいけない理由がよくわからない。沿岸漁業は、200m よりもっと浅いところで実施するので、混乱するのではないか。あえて沿岸域の区別を書かなければいけない理由はあるか。

自然環境計画課専門官：施策上の違いを整理するために、陸地からの影響が大きいところと、それ以外という意味で分けた。先ほど、海域区分が後の施策の章で活かされていない、というご指摘もあったので、章の座りの悪さも含めて精査するが、ここで区分するのは、後半にかかる影響・施策と結びつけたいという主旨である。

牧野委員：用語集で整理すべきかと思う。海洋政策いう「沿岸」と、沿岸域統合管理でいう「沿岸」という言葉と、水深 200m までをいう「沿岸」があるので、委員の間でも共通認識を持たないと議論がすれ違う。

桜井委員：以前生物多様性国家戦略 2010 の策定にあたり議論をしたところだが、「沿岸」、「沖合」、「外洋」の 3 つに分けて、「沖合」には 200m までが含まれる。しかしそれではややこしくなるので、漁業が盛んな沿岸域とそれ以外に分けた。それ以上細かく分けてもきりがない。そのため、人間活動が盛んなところをコースタル、それ以外をオフショアとしたという経緯がある。

ここで「閉鎖性海域」という表現があるが、日本には正確には閉鎖性海域はない。瀬戸内などは「半閉鎖性海域」つまり「閉鎖性が強い海域」である。

加々美委員：海洋法条約からみれば 12 海里までは領海とみなし、それより外は排他的経済水域であり、両者では沿岸国の行使しうる権限が異なるが、ここでは、生物多様性の観点からの海域区分と割り切るのか。

白山座長：いろいろ議論はあるが、海洋学の本では沿岸は人間活動の影響の大きいところと定義されることが多いようだ。200m まで、いわゆる大陸棚とすれば、桜井さんのコメントとほぼ一致すると思う。国によっては EEZ をコースタルと定義するところもあるが、この戦略の中では陸域からの影響が強く及びうる範囲を沿岸と定義する、とすれば収まると

思うが。

中原委員：基本的に白山先生の意見に賛成である。

8 ページの第 2 パラグラフでは、沿岸域については「陸域との関連性が強く、……特異な生態系が形成されている」という形容詞的な説明があるが、外洋域については何も説明がない。

また海洋生物多様性戦略の前提として生物多様性国家戦略があり、同国家戦略の中から……という背景もあって、海洋独自の生態系保全戦略をまとめることにしたが、ここでは沿岸・海洋とした、と述べたうえで、この海洋戦略の中ではこう定義とする、と書いておくべき。そうすると後半の沿岸域と外洋域の記述とつながる。

八木委員：全体的に文末の「考えられる」という表現が気になる。この文脈では、まるで日本政府がそのように考えている、というように読めるので、もし引用文献があるのであればそれを書くべき。

清野委員：先ほど日本に熱帯海域があるのかという話があったが、9 ページに「熱帯域」という海域区分は入っていない。この言葉は検討が必要。

牧野委員：ここにある 3 枚の図のうち、1 枚目は生態的区分、2 枚目は海況特性による区分で良いのだが、3 枚目の生物相から区分の図は、水産庁からの資料から環境省が選んだものだろうか。これは 80 年前の図なので、私の方でもう少し新しい図を探してみたい。ただし、海藻相で区別すべきなのか、ベントスがよいのか等も問題なので、生物学的区分にどういう図を使えばよいかは桜井先生と相談したい。

白山座長：これについては人によって考え方は違おうだろう。海藻はよい材料だろうと思う。岩礁域で Algae がいない場所はない。Algae 以外ではアマモもかなり広く分布しているが、海藻のほうが多様性は高いのでよいと思われる。しかしこの図は古く、小笠原が入っていないなどの欠点も多いので、要改訂。

中原委員：ここで重要なのは、「7.(3)」での施策の展開の前提が書かれていること。後ろの章につながらなければ海域区分をしても意味がない。

(以下、「5. 海洋の危機」について)

牧野委員：13 ページの 2 パラグラフ 2 行目の「漁獲高」という表現がよくない。漁獲高とは一般に水揚げされた金額のことであり、ここで述べたいのは「資源水準が低位にある」ということなので、訂正が必要。

また「回復量を上回る漁獲」という表現は適切か？ここは松田委員のご意見をうかがいたい。

白山座長：ここは「サステナブルでない」という意味だと思うので、学術的に適切な用語を使用する。

清野委員：前回指摘した漂着ゴミに関しては反映されたが、最近ではマリンデブリ（外洋の漂流ゴミ）も課題となっている。こうした人間の影響がどのように外洋や深海底に及んできたかについても書いてほしい。沿岸は「人間の影響を『強く』受ける沿岸域」と表現を変えていただいたが、2）外洋について、インパクトとして漂流ゴミをいれていただきたい。

また漂流ゴミはウミガメへの影響だけではなく、海岸・海面を覆うこと、潮間帯に堆積することも大事。またゴミには重金属などが含まれており、化学汚染源であることも述べてほしい。

公害については、水質など物質的な事項は書いてあるが、それ以外、例えば温排水など解決していない水環境問題もあるので入れていただきたい。

加々美委員：日本はゴミが漂着する（被害者である）ということだけでなく、日本からもゴミが出ている（加害者でもある）ということにも触れておく方が、より浩平だと思う。

桜井委員：11 ページの下 2 行目「1945 年以降 50 年間」とあるが、1995 年と 15 年も前なので、データが古い。最近の情報があれば数字を入れ替えてほしい。

白山座長：この部分は自然環境基礎調査から引っ張ってきたものなので、新しいものがないのではないかと。もし他の統計で補完できれば。

中原委員：見出しタイトルは「我が国の危機」であるのに、それを「損失の状況」と「人間活動の及ぼす影響」という 2 つで危機を述べることに若干違和感がある。

白山座長：「損失」という言葉は価値判断を含む。「減少」は事実を述べているだけ。言葉は丁寧に選んでいただく。

（以下、「6．基本的視点」について）

牧野委員：「基本的視点」と「方向性」を、どう区別すればよいのか分からない。またこうした枠組みを事前に環境省で決めて、その枠内で我々が議論するのか、あるいは我々が幅広く議論をしてから、その議論を環境省が適宜集約し区分するのか。

自然環境計画課専門官：ここでは具体の施策ではなく考え方を示すという位置づけである。「7. 施策」では、必要と思われる施策と、その施策を実施するに当たって必要な事項を書いていく、という整理。今の段階では、先ほどのご指摘通り、入れ子状態で整理が不十分であるかと思うが、その辺は是非ご助言をいただきたい。

白山座長：今の段階では整理が悪いということを確認したうえで、コンテンツについてご意見を。またこの章の内容はこちらのほうがよい、というご意見でもよい。

清野委員：基本的視点の中で、データを誰がとっていくのか、その主体に触れていただきたい。後の章に少し書いてはあるが、環境省がデータの収集やまとめをするだけでなく、市民参加も必要。生物多様性保全のために膨大なデータが必要なときには、市民やアマチュアが必要になる。エコロジカルネットワークの委員会の時も、それについて議論した覚えがある。多様な主体にどうかかわっていただくか、その方向性だけでも書いてほしい。「社会的な仕組み」だけでなく、方向性でよいので触れていただきたい。

桜井委員：16 ページ「国際的な連携」に関して。2 段落目に低緯度・高緯度・中緯度という議論があるが、国際的な連携についてはそういう区別ではなく、例えば日本とロシアであればオホーツク海、中国や韓国とは東シナ海、亜熱帯などとはポリネシア・ミクロネシア、あるいは北大西洋全体など、非常に大きなエリアと関わっているという書き方にしたほうがよい。日本の生物多様性の議論は、それぞれの関係国とリンクしているのだ、そのために国際連携が必要なのである、という大きな書き方をすべき。

牧野委員：「魚介類を好んで摂取している」について。こういう国が、持続可能な利用について役割を担う、水産資源を守る、ということは当然である。むしろ、魚を食べる国（水産資源に依存する国）が「資源」だけでなく「生物・生態系」とどうつきあっていくべきか、という書きぶりの方がより先進的である。

八木委員：そこは賛成である。また、韓国と我が国を並列に書いてあると、日本の戦略なのに韓国もそういう役割を担うように求めているように読めてしまう。日本の役割であると分かるように書いた方がよい。

清野委員：国際的観点について、環境省でも COP10 を契機に進めていると思うが、ラムサールや廃棄物の条約などは国内の問題に国際条約が直結するので、国内政策や地域政策など関連業界は国際的な海洋の議論を把握しておかなければならない。そのため、環境省としては国際的な議論が国内のどのような分野に影響しそうなのかということをしてできるだけ

整理しておくべき。市民は直接国際会議参加して情報を得て、その後自治体に話をしに行くこともあるのだが、自治体はそういう国際的な議論を認識していないことがよくある。

加々美委員：関係する国際条約を列挙するだけでもよいので、そういう条約を念頭において国際連携を図るのだという内容を入れておくべきではないか。生物多様性条約だけでなく、海洋法条約、ラムサール、世界遺産条約などもある。どんな条約を列挙すべきかは追々検討したい。

桜井委員：知床について書かれているが、知床で重要な点は、関連する科学委員会や評議会などによって、産・官・学・民が協力し考えていく仕組みができたこと。ここにはそういうものが組織された意義を書いておくべき。この記述が、後の章に生きてくる。

牧野委員：知床世界遺産の場合、地域連絡会議、科学委員会、利用適正化検討会議などの3つの体制があったが、このことでセクターを超えた情報・意見の共有が促されたと強く感じている。水産資源の現場もそうだが、縦割りを超えるために重要なことなので、方向性または施策のほうで書いておくべき。

中原委員：基本的視点が3つあるが、3つだけでよいのか。もっと議論のうえで様々なものを挙げて、それを統合したり削除したりして、基本的視点として掲げるのに相応しいものだけを選ぶ必要がある。

また(3)では伝統的管理手法と社会経済的仕組みを一緒に書いてしまっているが、無理がある。

またこの章の書き出しの最初のパラグラフでは、国家戦略の理念として5つが書いてあるが、海洋戦略の基本的視点とのつながりが分からない。ここが「7. 施策」とつながらないと不自然である。

白山座長：個人的には国家戦略の5つの理念が重要なのであれば、ここもそのまま5つに分ければよいのではないかと思うが。

また17ページに「里海」が唐突に出てくる。この言葉はかなり慎重に使うべき。また里海について書くのであれば、もっとしっかり書き込んでいただきたい。

牧野委員：地域漁業者の役割を積極的に書いてあるのはよいが、単に漁業者に任せればうまくいくというわけではない。漁業者の責任ある利用について、考え方のところで一言加えていただきたい。

(以下、「7. 施策の展開」について)

清野委員：環境省内の中でも海に関して担当部局が分かれていて担当部局間の情報共有がなされていないことが問題。先ほど、環境省としてやれる施策を書く、と言われたが、もう一度そこを見直してほしい。例えば環境省のどこの部局が海洋に関するこういう仕事をやっており、その根拠法はこれである、ということを整理したマップのようなものがあれば、省庁間の連携や法体系の調整や連携なども見えてくるのではないか。また、それをみれば自治体も助かるので、お願いしたい。

白山座長：19 ページ「ii. 海上からの負荷」の文章は、船の上で発生したものしか捨てていないようなミスリーディングになるので修正が必要。浚渫のスレッジなど陸上から発生したのも海に捨てている。

またバラスト水について 21 ページに書いてあるが、最近ではバラスト水よりも、船に付着しているフジツボや貝の侵入のほうが重要視されつつあるので、それも書き込むべき。

海洋の酸性化について触れられていないが、入れるとすれば、21 ページの「5) 気候変動」だろう。酸性化は海特有の問題なので、強調する必要がある。生物多様性にとってかなり重要なポイントである。

加々美委員：「4) 生態系の攪乱を引き起こす外来種」にバラスト水しかないのが気になる。TBT 条約 (TBT 船底塗料禁止条約) は、日本がイニシアティブをとった条約なので、宣伝するチャンスである。

また、外来種の導入はバラスト水だけでよいのか。海外から水産物、魚、観賞魚なども持ち込んでおり、これに言及する必要はないか。

白山座長：その通り。輸入されるアサリなどにも外来種が含まれており問題視されている。

八木委員：24 ページの「2) 海洋保護区」について。日本の海洋保護区の特徴として、比較的監視が行き届いているということが重要。例えば法的には海上保安庁などもみているが、漁業者が自主的に相互監視しているところもある。決まりを作ってしまうときちんと守られるのである、ということが特色として書かれているとよい。

もうひとつは(2)の中ほどの「一方でこれらの既存制度は・・・」の部分。ここに「保護を図る対象が限定的である」と書かれているが、確かに限定的だが逆に言えば保護の目的がしっかりしているので、評価もしやすい、何を言っているかわかりやすいという面もある。保護の対象が限定的であるから悪いという感じに読めてしまうが、必ずしもそうではない。特定の保全目的を有する活動なので、個々の目的は明確になっているということも書いてあるとよい。

今後推進すべきあり方について。足りないのは海洋保護区の効果を計るための基準である。

日本だけでなく海外でも不明である。どういう基準で効果を計るのか、新しい基準を作る研究が必要であると書くとよい。CBD では海洋保護区については面積で何%という議論ばかりになっているが、これは面積しか有効な基準がないためである。これからもっとよい基準を選ぶのだ、日本がそれを示すのだ、ということを書いてあるとよい。

桜井委員：海洋保護区で重要な点は、具体的に海洋保護区はどこが認めるのかということ。環境省だけでは決められない重い問題だと思うが、どういう出口を考えているのか。

自然環境計画課長：閣議決定された海洋基本計画では日本の海洋保護区のあり方の検討が明記されている。実施にあたっては、内閣官房に総合海洋政策本部事務局ができており、そこで海洋保護区の検討をしている。日本政府として「これが日本の海洋保護区である」という定義を決めて、その設定を推進するという主旨。本部では専門家を集めた検討はしていないが、この検討会と前後して各省の課長クラスが海洋基本計画にのっとった保護区のあり方を検討している。科学的な検討は、本検討会で行う。この海洋戦略は環境省で出すものだが、これをパブコメにかけたうえで、これをベースにして、日本の海洋保護区を明確にするという手順。前後しながら同じ方向で議論している。

自然環境計画課専門官：なお参考資料 3 は、関係省庁とも議論して、この要件で考えれば、この制度は保護区といえるのではないかと、いうものを整理したものである。海洋保護区を幅広くとらえれば、こういった制度は海洋保護区と考えられる。さらにこの質をどのように高めるか、追加でどういう保護区が必要か、などは、またその次の段階の議論と考えている。

白山座長：ここで挙げているものは IUCN や CBD の保護区の定義と整合性の高いものであると思うが、「法律に基づいている必要はない」と書いてあるが、これはあり得るのか。

自然環境計画課専門官：参考資料 3 の裏面にある「自治体・漁業者団体の指定区域」は自主的なものであり、根拠として法律が存在するものではない。

白山座長：こうした自主的な管理の情報は収集できるのか。八木さんの論文のような。

自然環境計画課専門官：各団体レベルに情報が拡散しており、情報収集にはかなり時間を要することは事実。

桜井委員：確認したいのだが、今現状では日本に海洋保護区は無い。しかし基準に沿って拾っていくと、当てはまるような既存の区域がでてきた。国として COP10 ではそれらを整

理し、日本には MPA という言葉はないけれど海洋保護区に匹敵するものがあるのだ、という提案する、ということでしょうか。

自然環境計画課長：海洋保護区というと、特別な法律を作って地域を新たに指定する、と考えられがちだが、何が海洋保護区に当たるかは日本政府として正式な見解を示していない。この戦略自体は年度末策定だが、COP10 の機会に中間的な考え方を示しておき、その後でこの委員会で議論を進めたいと考えている。

もう1つ 24 ページにある我が国の海洋保護区の設定の推進に関して、「それらの組み合わせで対象を適切に保全できない場合」の対策や制度設定についてだが、この戦略の中でこういう法律を作れとまで書くのは難しいが、世界で言われている海洋保護区の定義に照らして既存制度でどう押さえているか、ギャップを分析し、既存制度でカバーすべきか新しい制度が必要か、国家戦略の次のステップとして考えていきたい。

加々美委員：「我が国には海洋保護区という名の海洋保護区はない。しかし含まれるものはこういうものがある」という理解でしょうか。

白山座長：共通認識としてはそれでよい。

清野委員：日本ではきちんと以前から法制度を作っており、海洋保護区と言う名前ではないが保全の努力してきたのである、ということを経験から提示すべき。日本では、環境という言葉がなかった時代から国も地方も試行錯誤をしてきたという厚みがあるのだ、という歴史を整理し、そのうえで COP10 では統合的な制度やパッケージでの対応など、前向きに出してほしい。

MPA をはじめとして条約など海外からその時代毎に入ってきた様々なコンセプトと、既に存在する国内の土俗的な制度をどう整合してきたか、ということに途上国など国際社会は関心がある。海外の概念と国内の折り合わせの整理が必要。

MPA に関して、海外の国際機関や大学の MPA のサイトでは、日本の MPA として国立国定公園など含まれているものがあるが、そういう意味でもある程度認知されているものについては積極的にお願いしたい。参考資料 3 にラムサール湿地を入れて欲しい。干潟とかいろいろ海域の空間管理の方法もたくさんあるので、国際条約との関係で入れていただきたい。

白山座長：委員会として海洋保護区の要件はこの 3 つでよいか。このことについてはまだ議論していないが、この場で結論を出せるか。

加々美委員：今答えるのは難しい。考えたい。

中原委員：我が国としての海洋保護区の考え方を書いてもらわないと決められない。またこの 3 つが本当に要件なのか。これは海洋保護区の定義の話とからんでくるので、次の改訂版を作ってから意見を集約したほうがよいのではないか。続けて全体について。施策について 7 つ挙げられているが、施策の展開の柱がこの 7 つなのだろうか。基本的視点に掲げられた 3 つがこれとどう対応するのか。連携とか、場合によっては日本における海洋保護区に関する制度の充実も柱として挙げてもいいのではないか。6 の基本的視点の 1 番に対応するところが 7 の基本的施策の 1 番に対応しているというようなところが分かるようにしたほうがよい。

19 ページ目に海上からの投棄と書かれているが、海表面だけでなく、海洋利用活動起源の汚染には海中からのものもある。汚染のオリジンが何かということで、まずは陸起源汚染と海洋利用活動起源汚染に大別して整理したほうがよい。そうしないとメキシコ湾の記述については、据わりが悪い。漁業に関する問題で、「水産業は・・・」とあるが、漁業と水産業では定義が違うので、使い方を明確に。

「(3) 海域の特性を踏まえた・・・」では沿岸域と外洋域に分けられているが、先に述べたとおり、前の章の地域区分と対応すべき。海洋保護区については先程申し上げた通り。

「(6) 主流化」とあるが、最近はやりの英語である main-streaming の和訳をそのまま見出しに使ったと思う。しかし、主流化では読み手がすぐに意味がわからない。これら(1)から(6)が施策の柱とあるが、(4)の重要海域と(5)の海洋保護区は1つのセットでなければ、趣旨が通らないと思う。保全戦略の基本的な考え方と施策の柱、今は思い当たらないが、もう少し違うものがありそうな気がする。もう少し考えてみる。

清野委員：風力発電の記述がないという指摘があったが、COP10 で重要視される海洋肥沃化についても記述がない。海洋肥沃化は、気候変動での CO2 吸収効果で議論されているが、洋上にいろいろ物質を撒くことは廃棄物投棄ではないのか、海洋のシステムを予測不可能にするのではないかという疑念を持つ人もおり、COP9 では生物多様性の観点から商業化に関してはモラトリアムがかかっていたと思う。日本の技術開発もあり、学術や技術開発について審議をしているはずなので、その情報は入れてほしい。船舶のバラスト問題と肥沃化に対する基本的考え方は、10 月までに整理して国家戦略にも書いた方がよい。少なくとも考え方や何に注意すべきである、ということくらいは書いておく。

加々美委員：海洋保護区の 3 つの要件に、文化的特徴が入っていない。文化的価値は CBD でも IUCN の議論でも昔から入っている概念である。他方、参考資料 3 では、我が国の制度としても天然記念物が含まれている。文化的特徴について触れておいた方が後々便利だし、広がりも出せるだろう。ちなみに、今月、UNESCO で、世界最大級の海洋保護区とも言われるアメリカのパパハナウモクアケア海洋国立記念碑が新しい世界遺産として登録さ

れた。これは、自然遺産だけでなく文化遺産でもある複合遺産として登録されている。
なお、書き方が統一されていないことも気になる。例えば、「・」の使い方が気になる。「・」
と書くことに特別な意味があるのならば別段、さもなくば「・」でくくられる両者の言葉
の関係が不明瞭になる気がする。従って、ここは「・」ではなく、「または」や「および」
と書くことはできないのか。

25 ページの「ネットワークの形成」について。環境省の戦略にこうしたことが入る時代にな
ったのか、と感慨深いものがある。しかしこの「IUCN では・・・」云々の記述だけで、ネ
ットワークを作ることに納得が得られるのか心許ない。確かに世界的なネットワー
クは MPA のムーブメントになってはいるが、わずか 4 行の記述で足りるのか。

また国内の例として知床と漁業利用の話が挙げられているが、これがネットワークの事例
として適切か。むしろ、ネットワークはまだ日本には無く、今後の新しい試みである。確
かにかつて国立公園の父と呼ばれる田村剛さんが我が国の海中公園の草創期に、海中公園
のネットワークを構想したこともあるが、今議論されているネットワークとは全く違うも
のである。我が国にはまだ IUCN など議論されているような形式の海洋保護区のネット
ワークという考え方は存在しないので、ネットワークを導入する意義を明確に示したうえ
で、「我が国ではまだないが、大事である」という順序で書いた方がよい。

牧野委員：18 ページのモニタリングについて。政府がモニタリングを全部行うのは大変な
ので、他の主体と協力すると書くべき。たとえば知床は、情報の大半は漁業者が出してお
り、足りないところは行政が出すことにしている。役割分担することで効果的で継続的な
モニタリングをしていくこと大事。

20 ページの漁業の問題について。入れるべきかどうか分からないが、乱獲が悪いのは当然
だが、現在学問的に議論されているのは生態系のアンバランスな利用である。一部の魚種
のみ利用・保護することが生態系全体に与える影響など。これが新しい議論の動向である。

25 ページの「水産資源の持続可能な利用のために・・・」について、もちろん専門家によ
る科学的助言は重要だが、地域の知恵も重要である。17 ページの「地域で培われてきた知
識・技術・体制を生かして・・・」と書いてある表現がよいので、こうした記述を追加す
べき。

桜井委員：「(6) 主流化」の 2 段落目に「普及広報に努める」とあるが、それだけでよい
のか。生物多様性の重要性を体験できるフィールドや参加への促進など、事業をしっかりと
書き込んでほしい。

清野委員：ネットワークについて。国際的なシギチドリの生息地に指定されている湿地は、
国際的なネットワークと言えるのではないか。

またモニタリングについてはデータ収集だけでなく、施策の中で調査者に返していく、ま

たデータを管理につなげていく、というビジョンをいれてほしい。

MPA のゾーニングでローカルナレッジを活用するとすれば、ポスト 2010 年目標でもうたわれている項目を積極的に使うべき。CBD では先住民が大きく取り上げられているが、地域にも自然と共に暮らしている人がいるので、そういったローカルナレッジをどう活用するのか、事例や政策を入れてほしい。そうすればこの海洋戦略とポスト 2010 年目標とのつながりも見えてくる。

白山座長：先ほどの清野さんの海洋肥沃化については、多くの概念を含むものなので、この言葉は気をつけて使用すべき。もし書くなら丁寧に書かないと、CBD での議論と乖離してしまう。

また前回の議事録は公開されているが、この検討会の場でも議事録を確認したいので、次回から（前回議事録の添付を）お願いしたい。

（事務局より次回の日時の連絡）

（渡邊大臣官房審議官より挨拶）

以上